

岩手県告示第353号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和4年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	令和4年7月4日（午後）から同月8日（午前）まで及び同月11日（午後）から同月15日（午前）まで
住田町	”	令和4年7月25日（午後）から同月26日（午前）まで
金ケ崎町	”	令和4年7月27日
平泉町	”	令和4年7月29日
陸前高田市	”	令和4年8月1日（午後）から同月5日（午前）まで
奥州市	”	令和4年8月22日から同月26日まで、同月29日から同月31日（午前）まで及び同年9月5日（午後）から同月7日（午前）まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター